○小作協調細則

第一條　協調委員會は必要に應じ收穫前豫め地域を定め坪刈又は其他の方法を以て作柄を判定し査定標準を定むるものとす

第二條　組合員にして調停の申請を爲さんとする場合は凶作不作の小作料減免に關し收穫一週間前迄に其の他の件に關しては適宜委員長に屆ずべし、期日前屆出を怠りたる者は組合關係者に於て減免を行はざるものとす

第三條　凶作不作の小作料減免調停の申出ある時は當年の査定標準に從ひ協調委員會に於て其の減免率を定め關係者に通達するものとす

第四條　凶作不作に關する減免率を定むること左の如し

一、既定の附口米を參酌して其の率を定む

二、凶作不作と稱するは不可抗力に起因す損害減收を稱し自已の怠慢又は耕作法の拙劣不注意より生したる損害減收に就